◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第531号 (R1.11.22) ◆◆◆

#### =はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等について もトピックとして提供していますので、ご活用ください。

### =目 次=

- 1. 重大事故等情報=8件(11月15日~11月21日分)
- (1)乗合バスの衝突事故
- (2)乗合バスの車内事故①
- (3)乗合バスの車内事故②
- (4) 乗合バスの車内事故③
- (5)貸切バスの衝突事故①
- (6)貸切バスの衝突事故②
- (7) 法人タクシーの死傷事故(1)
- (8) 法人タクシーの死傷事故②

## 2. トピック

- (1) ボルトの錆や左後輪に注意!車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」
- (2) 自動車検査証の有効期間の再伸長について
- (3) ローマ法王来日に伴う警備協力について
- (4)トラック運送業の健全な発達に向けた改正制度が本日スタート〜貨物自動車 運送事業法改正に伴い関係通達を整備しました〜

- 1. 重大事故等情報=8件(11月15日~11月21日分)
- (1)乗合バスの衝突事故
- 11月15日(金)午前9時20分頃、北海道の市道の交差点において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客41名を乗せ運行中、前方で右折待ちをしていた法人タクシーに衝突した。
- この事故により、乗合バスの乗客16名と法人タクシーの運転者の計17名が軽傷を 負った。

## (2)乗合バスの車内事故①

11月15日(金)午後0時10分頃、宮崎県の国道のバス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せ運行中、発車する際に、乗客1名が転倒した。

この事故により、乗客が重傷を負った。

#### (3)乗合バスの車内事故②

11月19日(火)午前9時18分頃、埼玉県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せ運行中、対向のバスをやり過ごそうと一時停止し、その後発進した際に、別の座席に移ろうと立ち上がった乗客1名が転倒した。 この事故により、乗客が重傷を負った。

### (4) 乗合バスの車内事故③

11月20日(水)午後5時28分頃、鹿児島県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客17名を乗せ運行中、交差点を左折したところで、ハンドルの上に毛ばたきが落ちハンドル操作が不能になったため、急制動をかけたところ、座っていた乗客1名が通路に転倒した。

この事故により、乗客が重傷を負った。

### (5)貸切バスの衝突事故①

11月16日(土)午後5時20分頃、北海道の高速道路において、道内に営業所を置く 貸切バスが乗客20名を乗せ運行中、前方の道路上で単独事故を起こし停止してい た乗用車に衝突した。

この事故により、乗用車の同乗者1名が死亡、運転者が重傷を負った。

## (6)貸切バスの衝突事故②

11月20日(水)午後7時10分頃、群馬県の国道の交差点において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客26名を乗せ運行中、赤信号に従い停車していたところ、軽自動車が衝突した。

この事故により、軽自動車の運転者が死亡した。

# (7)法人タクシーの死傷事故①

11月19日(火)午前1時50分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道を渡っていた歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者は死亡した。

事故当時、当該タクシー側の信号は青だった模様。

### (8) 法人タクシーの死傷事故②

11月21日(木)午前0時23分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く法人 タクシーが空車で運行中、横断歩道上に座り込んでいた歩行者1名をはねた。 この事故により、歩行者が死亡した。

### 2. トピック

- (1) ボルトの錆や左後輪に注意! 車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」
- ~平成30年度大型車の車輪脱落事故発生状況について~

(配信日: R1.11.15)

平成30年度のホイール·ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は81件(うち人身事故3件)と3年連続で増加し、ピークとなった平成16年度の87件に迫る厳しい状況となりました。

事故が発生した車両の傾向として、左後輪に脱輪が集中していることに加え、今般、新たにホイール・ボルトやホイールの錆の除去が不十分のままタイヤ交換されているおそれがあることが確認されました。

ボルトの錆の除去など適正な交換作業の実施、交換後、特に脱輪の多い左後輪の 重点点検を大型車ユーザーに求めて参ります。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\_hh\_000231.html

- (2) 自動車検査証の有効期間の再伸長について
- ~期間の延長及び対象地域の見直し~

(配信日: R1.11.15)

令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域\*(以下、「対象地域」という。)の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を再伸長することとしましたのでお知らせします。

- \* 宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域(参照: 各運輸支局の公示)
- 1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する 自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、対象 地域の自動車の使用者については、未だ継続検査を受けることが困難であること から、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を 再伸長することとし、本日、公示しましたのでお知らせいたします。このため、 道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効 期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

### 〇対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から11月28日(東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月15日)までのもの

### 〇措置内容

自動車検査証の有効期間を11月29日(東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日)まで伸長

### 〇継続検査の手続き

対象車両については11月29日(東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日)までに継続検査を受検すれば、引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

〇自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置) 継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、 継続契約の締結手続きが11月29日(東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日)を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

2. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\_hh\_000229.html

#### (3) ローマ法王来日に伴う警備協力について

(配信日: R1.11.15)

ローマ法王フランシスコ台下(以下「ローマ法王」という。)は、東京において 天皇陛下の御会見、安倍首相との会談、被爆地広島、長崎訪問等のため、本年1 1月23日から26日までの間、来日する予定です。

ローマ法王は、バチカン市国の元首であるばかりでなく、全世界にまたがるカトリック信徒の頂点に立つ最高指導者であり、その国際的影響力は極めて大きいことから、今般、警察庁警備局長よりローマ法王来日に伴う警備協力について要請がありました。

つきましては、自動車運送事業関係者の皆様におかれまして、改めてテロ対策の 徹底を図って頂きますよう、お願いいたします。 \_\_\_\_

(4)トラック運送業の健全な発達に向けた改正制度が本日スタート

~貨物自動車運送事業法改正に伴い関係通達を整備しました~

(配信日: R1.11.1)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改正事項のうち、「規制の適 正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」については、本日から施行されます。 これに伴い、必要な関係通達の整備を行いました。

### 1. 背景

トラック運送業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善等を図るため、昨年、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われ、①、②については本日から施行することとされています。

これらの改正に伴い、本年8月1日及び11月1日に関係省令等を公布・発出しており、これらの関係省令等についても本日から施行します。

※③については令和元年7月1日に施行済み。④については公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

## 2. 関係省令・通達の主な内容

【本年8月1日に公布・発出分】

本年8月1日に第1弾となる関係省令・通達を公布・発出しています。

(参考: http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\_hh\_000192.html)

#### 【本年11月1日に発出分】

①行政処分等の基準の見直し

改正法により新設又は改正された事項の違反行為に対し、新たに処分量定の新設 を行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行いました。

②荷主勧告制度の改正

トラック事業者の法令違反行為に荷主の関与が認められた場合等に警告書を発 出する対象に、「違反行為に係る荷主が過去3年以内に、支社等の別・法令違反 行為の種別を問わず5回の協力要請を受けた場合」を追加しました。

③悪質な法令違反に関する早期改善の徹底

30日間の事業停止に相当する違反(例:運行管理者不在等)があった場合など輸送の安全に係る特定の違反事実が確認された場合に、輸送の安全確保命令を発出することとするなど、悪質違反の早期改善を促すための通達を制定しました。

### 3. スケジュール

施行:令和元年11月1日(金)

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\_hh\_000199.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html )

\*ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html )

# 【参考】

\*自動車局ホームページ

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html )

\*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html )

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- \* 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。

